

令和4年6月議会
生活環境委員会
議案説明資料

○ 議案第107号

福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
の一部を改正する条例案

1～4頁

水道局

議案第 107 号

福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案

第 1 改正の理由

定年延長に関する地方公務員法の一部改正に伴い、市長事務部局において関係条例の改正を行うことに鑑み、水道局においても、それに準じた所要の改正を行う必要があるもの。

第 2 改正の内容

定年延長の実施により、現行の再任用制度が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴い、本条例において給与の取扱いを定める職員が変更となることから、地方公務員法の引用条項を改める等、所要の規定の整備を行うもの。

第 3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

第 4 経過措置

地方公務員法の一部改正において、定年年齢を65歳まで段階的に引き上げ、当該期間中は、現行の再任用制度と同様の仕組みにより定年退職者等を任用できる経過措置（暫定再任用制度）が設けられたことを踏まえ、本条例においても所要の経過措置を設けるもの。

**福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案
新旧対照表**

【下線部分が改正部分】

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|--|
| <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 福岡市水道局企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの及び同法第22条の2第1項に規定するもの(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 略</p> | <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 福岡市水道局企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの及び同法第22条の2第1項に規定するもの(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 略</p> |
| <p>(休日勤務手当)</p> <p>第8条 休日勤務手当は、休日(休日に勤務することを常態として免除されている職員以外の職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。))第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員にあつては、管理者が定める職員に限る。)にあつては、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)である休日が勤務を要しない日に当たるときは、管理者が定める日)又は管理者の定めるところにより休日に代えて勤務することを免除された日(以下「代休日」という。)において正規の勤務時間中に勤務することを特に命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して支給する。ただし、当該職員が代休日に勤務することを免除されて休日に勤務した場合は、この限りでない。</p> <p>2 略</p> | <p>(休日勤務手当)</p> <p>第8条 休日勤務手当は、休日(休日に勤務することを常態として免除されている職員以外の職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。))第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員にあつては、管理者が定める職員に限る。)にあつては、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)である休日が勤務を要しない日に当たるときは、管理者が定める日)又は管理者の定めるところにより休日に代えて勤務することを免除された日(以下「代休日」という。)において正規の勤務時間中に勤務することを特に命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して支給する。ただし、当該職員が代休日に勤務することを免除されて休日に勤務した場合は、この限りでない。</p> <p>2 略</p> |
| <p>(適用除外)</p> <p>第20条 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき採用された職員については、第4条、第4条の3及び第15条の規定は、適用しない。</p> <p>2・3 略</p> | <p>(適用除外)</p> <p>第20条 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員については、第4条、第4条の3及び第15条の規定は、適用しない。</p> <p>2・3 略</p> |

| 現 行 | 改 正 案 |
|-----|--|
| | <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u> 2 <u>この条例による改正後の福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条、第4条の3及び第15条の規定は、地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年福岡市条例第 号）附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</u></p> |

地方公務員法の改正(定年延長)と本市の対応について

1 地方公務員法の改正(定年延長)の概要等(令和5年4月1日施行)

趣旨

平均寿命の伸長や、少子高齢化の進展を踏まえ、労働人口を確保する観点から、豊富な知識、技術、経験等を持つ能力と意欲のある高齢層職員を最大限活用していくことが必要

内容

- ① 労働力確保のため定年年齢を段階的に65歳まで引き上げる。
- ② 組織の新陳代謝・組織活力の維持のため管理監督職勤務上限年齢制により管理監督職勤務上限年齢に達した管理監督職を非管理監督職に降任
- ③ 加齢に伴う多様な働き方の選択肢を増やすため60歳を超える職員を対象に定年前再任用短時間勤務制の導入
- ④ 多様な働き方を選択しやすい環境整備のため情報提供・意思確認制度の導入
- ⑤ 民間給与に準拠した給与となるよう60歳超職員の給料月額7割や退職手当の特例の措置

2 本市の定年延長の概要等

(1) 定年年齢の段階的な引上げ

下表のとおり段階的に引き上げる。

| 年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和9年度 | 令和11年度 | 令和13年度 |
|------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 定年年齢 | 61歳 | 62歳 | 63歳 | 64歳 | 65歳 |

(2) 管理監督職勤務上限年齢制

- 管理監督職勤務上限年齢(60歳)に達した管理監督職(係長級以上)の職員については、翌年の4月1日までに非管理監督職(係員)に降任する。
- 公務上の必要がある場合には、引き続き管理監督職として勤務できることとする。

(3) 定年前再任用短時間勤務制

- 60歳超職員の希望も踏まえ、定年前に退職した上で短時間勤務の再任用を実施
- 引上げ期間中は、暫定的に65歳まで現行と同様の再任用(暫定再任用制度)を実施

(4) 情報提供・意思確認制度

- 59歳となる職員に定年延長後の勤務条件等に係る情報を提供した上で、職員の意思を確認

(5) 60歳超職員の給与制度の措置

- 60歳超職員の給料月額を7割とする措置を実施
- 60歳超で退職する場合も定年退職として退職手当を支給

【定年延長後の職員の勤務形態等に関するイメージ】

| 59歳 | 60歳 | 61歳 | 62歳 | 63歳 | 64歳 | 65歳 |
|--------------|-----|---|-----|-----|-----|-----|
| 情報提供 意思確認 | | 常勤職員として継続勤務(給料月額等は7割) ※管理監督職について管理監督職勤務上限年齢制あり | | | | |
| 常勤職員 | | 退職 定年前再任用短時間勤務 ※定年年齢引上げ期間中は暫定再任用制度あり | | | | |

